

第三項休業手當總額七百五十圓。工場主ト責任者ト折半負担
第壹項手當中、日給總額三百五十圓ハ工場主負担

進テ職工ハ五月五日ヨリ休業ノ決定ナリ

右及申(道)報復也

6. 5. 18
216716

昭和六年五月十四日

警察第一八七九號

警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達謙藏 殿
社會 局長 官 殿

發生 2, 2 解決 5, 1 4
使用労働者 4 名
争議参加者 1 2 名
関係労働組合 全国労働

長谷川鑄物工場労働争議ニ関スル件。(発生)

標記工場ニ労働争議発生セルカ其状況左記ノ通

記

- 一 発生ノ場所 京橋區月島通八丁目十二番地
- 一 事業主側